



mercury
REALTECH INNOVATOR

第32回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2023年5月30日（火曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）

開催
場所

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル47階
スカイルームRoom1

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての
新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

目次	第32回 定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	5
	事業報告	23
	計算書類	39
	監査報告書	56

株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター

証券コード：5025

株 主 各 位

証券コード 5025
2023年 5月15日
(電子提供措置の開始日2023年 5月 8日)

東京都新宿区西新宿二丁目 6番 1号
株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター
代表取締役 陣 隆 浩

第 32 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第32回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://mcury.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。「東証上場会社情報サービス」トップページにアクセスのうえ、銘柄名（マーキュリーリアルテックイノベーター）または証券コード（5025）をご入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



議決権行使はご出席に代えて、電磁的方法（インターネット）または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使いただくか、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年 5月29日（月曜日）午後 6時までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 開催日時 2023年5月30日(火曜日) 午前11時

(2) 開催場所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル47階
スカイルームRoom1

(3) 目的事項

報告事項 第32期(2022年3月1日から2023年2月28日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項 **第1号議案** 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ご送付している書面は、法令及び当社定款の規定に基づき電子提供措置事項から一部項目を除いておりますが、目次、項番、参照ページなどは電子提供措置事項と同一としており、連番となっていないことをご了承ください。

# 議決権の行使方法のご案内

## 当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

**2023年5月30日(火曜日)**  
午前11時[受付開始:午前10時30分]

## 当日ご欠席の場合

### 郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

**2023年5月29日(月曜日)**  
午後6時到着分まで

### インターネットによる議決権行使の場合



次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

**2023年5月29日(月曜日)**  
午後6時まで

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部 (ヘルプデスク)

システム等に関するお問い合わせ



**0120-173-027**

受付時間:午前9時から午後9時まで

# インターネットによる議決権行使のご案内



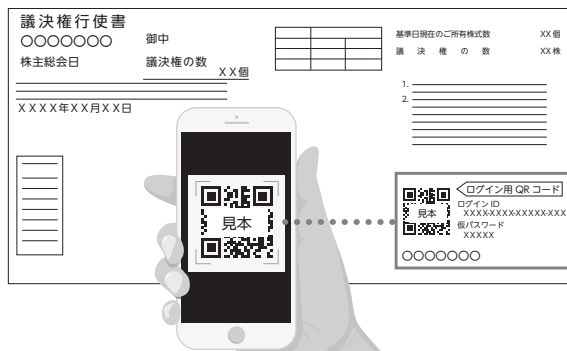
インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限 **2023年5月29日(月曜日)午後6時まで**

## QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「QRコード」を読み取ってください。



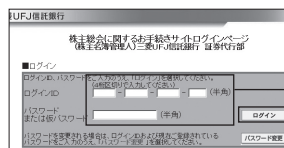
※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID」および「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

### ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1 提案の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 代表取締役及び役付取締役の選定の明確化を図るため、所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、各条項の表記の統一その他の所要の変更を行うものであります。

### 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                   | 変更案                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                | 第1章 総 則                                                                                 |
| 第1～4条 (条文省略)                                                                           | 第1～4条 (現行どおり)                                                                           |
| (機関の設置)                                                                                | (機関の設置)                                                                                 |
| 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。                                                          | 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。                                                           |
| (1) 取締役会                                                                               | (1) 取締役会                                                                                |
| (2) 監査役                                                                                | (2) 監査等委員会                                                                              |
| (3) 監査役会                                                                               | (削除)                                                                                    |
| (4) 会計監査人                                                                              | (3) 会計監査人                                                                               |
| 第2章 株 式                                                                                | 第2章 株 式                                                                                 |
| 第6～11条 (条文省略)                                                                          | 第6～11条 (現行どおり)                                                                          |
| (基準日)                                                                                  | (基準日)                                                                                   |
| 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 | 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13～16条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13～16条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は7名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とをそれぞれ区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)<br/>第22条 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(社長及び代表取締役)<br/>第23条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</p> | <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役が1名の場合はその者を社長とし、代表取締役が2名以上あるときは、取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長を選定する。</p> <p>3 取締役会は、必要に応じ、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(決議の方法)<br/>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役及び監査役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議等の省略)<br/>第27条 取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。<br/>(条文省略)</p> <p>2 (新設)</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> | <p>2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(決議の方法)<br/>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議等の省略)<br/>第26条 取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の報酬等)<br/>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)<br/>第32条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(監査役の選任)<br/>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)<br/>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</p> <p>(常勤の監査役)<br/>第35条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> | <p>(取締役の報酬等)<br/>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)<br/>第32条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>                                              | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> |
| <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                             | <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                                                                          |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>                                           | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>                                            |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>                                                                       | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>                                                                       |
| <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                 | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                  |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                  |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案<br>(削除)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42～43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46～49条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37～38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41～44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>当社は、2023年5月30日開催の第32回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>2023年5月30日開催の第32回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお当該定時株主総会の決議による定款一部変更の効力発生以前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p> |

## 第2号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1 じん たかひろ 再任  
陣 隆浩 (1966年11月28日生)

■所有する当社の株式数 1,105,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                      |          |                      |
|----------|----------------------|----------|----------------------|
| 1986年 4月 | 株式会社明和住販（現 株式会社明和）入社 | 1996年 9月 | 株式会社デジタルウェア入社        |
| 1987年 4月 | 株式会社オリент住販入社        | 2001年 3月 | 株式会社エクス 代表取締役        |
| 1992年 3月 | 株式会社東京都市開発入社         | 2003年 3月 | 当社 代表取締役（現任）         |
| 1993年 9月 | 株式会社アルファープランナー入社     | 2014年 1月 | 株式会社JINX設立 代表取締役（現任） |

【取締役候補者とした理由及び期待される役割】

陣隆浩氏は、長年にわたり代表取締役として当社を成長させてまいりました。当社が今後も持続的な企業価値向上を果たしていくためにも、その強力なリーダーシップと豊富な経験と知見が欠かせないことから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 おおでら としゆき 再任  
大寺 利幸 (1974年10月14日生)

■所有する当社の株式数 40,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|           |                    |          |                   |
|-----------|--------------------|----------|-------------------|
| 1998年 4月  | 株式会社デジタルウェア入社      | 2010年 6月 | 当社 執行役員ソリューション本部長 |
| 1999年 6月  | 株式会社ビジネスポートシステムズ入社 | 2011年 8月 | 当社 取締役ソリューション本部長  |
| 1999年 10月 | 当社入社               | 2021年 3月 | 当社 取締役事業推進本部長     |
| 2008年 9月  | 当社 ソリューション事業本部副本部長 | 2023年 3月 | 当社 取締役事業部門担当（現任）  |
| 2009年 9月  | 当社 ソリューション本部長      |          |                   |

【取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大寺利幸氏は入社以来、事業部門の業務に従事し豊富な経験と、業務知識を有しております。2011年より取締役に就任し、豊富な経験、幅広い見識とリーダーシップは今後も当社の持続的な企業価値向上に欠かせないことから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

かわむら

たかひろ

再任

河村 隆博 (1969年10月2日生)

■所有する当社の株式数

2,000株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                            |          |                           |
|----------|----------------------------|----------|---------------------------|
| 2000年 7月 | 高千穂電気株式会社 (現エレマテック株式会社) 入社 | 2019年 2月 | 当社 執行役員コーポレート本部長          |
| 2015年 2月 | 株式会社ムゲンエステート入社             | 2019年 5月 | 当社 取締役コーポレート本部長兼管理部長      |
| 2015年 4月 | 同社 管理本部部長                  | 2022年 9月 | 当社 取締役コーポレート本部長兼経理部長 (現任) |
| 2019年 1月 | 当社入社 コーポレート本部長             |          |                           |

## 【取締役候補者とした理由及び期待される役割】

河村隆博氏は、長年にわたり事業会社で管理部門の業務に従事し豊富な経験と、業務知識を有しております。2019年より当社に入社し取締役就任後もCFOとして強いリーダーシップで管理体制の強化を図ってきた手腕は、今後も当社の持続的な企業価値向上に欠かせないことから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

かばしま

ひろあき

新任・社外・独立

樺島 弘明 (1975年10月26日生)

■所有する当社の株式数

一株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                                          |          |                                               |
|----------|------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------|
| 1998年 4月 | アイエヌジー生命保険株式会社 (現 エヌエヌ生命保険株式会社) 入社       | 2019年10月 | 株式会社フィックスターズ 社外取締役 (現任)                       |
| 2000年 7月 | 株式会社IQ3入社                                | 2020年 1月 | 株式会社エル・ティー・ソリューションズ (現株式会社エル・ティー・エス) 代表取締役CEO |
| 2001年 6月 | 株式会社ラーニング・テクノロジー・コンサルティング入社              |          |                                               |
| 2002年 3月 | 株式会社エル・ティー・ソリューションズ (現株式会社エル・ティー・エス) 設立  | 2022年 1月 | 同社 代表取締役CEO グループ内部監査室担当 (現任)                  |
| 2002年12月 | 同社 代表取締役社長                               | 2022年10月 | 株式会社エル・ティー・エス リンク 取締役 (現任)                    |
| 2019年 4月 | 株式会社オフィスバンク 社外取締役 (現任)                   |          |                                               |
| 2019年 8月 | 株式会社アサインナビ (現 株式会社エル・ティー・エス リンク) 代表取締役社長 |          |                                               |

## 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

樺島弘明氏は、2002年に株式会社エル・ティー・ソリューションズ (現 株式会社エル・ティー・エス) を設立し、長年にわたり経営者として会社を成長させてこられました。その豊富な経験と知識を、当社の持続的な企業価値向上に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 榊島弘明氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は、新たに独立役員とする予定であります。
  3. 榊島弘明氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
  4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求が生じた際、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、各候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役も被保険者となる予定であります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

## 第3号議案

# 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

いとう

しゅういち

新任・社外・独立

伊藤 修一 (1965年8月7日生)

■所有する当社の株式数

78,000株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|         |                                       |          |                                       |
|---------|---------------------------------------|----------|---------------------------------------|
| 1989年4月 | 株式会社ポーラ化粧品(現 株式会社ポーラ)入社               | 2006年6月  | メディカル・コミュニケーションズ株式会社設立 代表取締役会長        |
| 1992年7月 | 株式会社流通技術研究所入社                         | 2006年10月 | 株式会社さきがけインベストメント・アンド・コンサルティング設立 代表取締役 |
| 1997年2月 | 株式会社グローバル・コンサルティング・グループ設立 取締役         | 2009年7月  | メタル・アンド・テクノロジー株式会社設立 代表取締役            |
| 1998年6月 | 朝日アーサーアンダーセン株式会社(現 PwCコンサルティング合同会社)入社 | 2012年4月  | 株式会社サイバーテック 社外取締役(現任)                 |
| 2002年2月 | 株式会社サイバーブレインズ(現 楽天インサイト株式会社)設立 代表取締役  | 2013年9月  | 当社 監査役(現任)                            |
|         |                                       | 2021年5月  | メディカル・コミュニケーションズ株式会社 社外取締役(現任)        |

### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

伊藤修一氏は、長年に亘り事業会社において取締役として業務執行及び経営視点での豊富な実務経験を有しており、客観的・中立的な立場から当社経営全般に対して助言・提言を行うとともに、監査体制の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



候補者番号

2

さいとう  
齊藤さとし  
悟志

新任・社外・独立

(1971年6月25日生)

■所有する当社の株式数

一株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                                 |          |                             |
|----------|---------------------------------|----------|-----------------------------|
| 2001年10月 | 中央青山監査法人入所                      | 2018年5月  | 当社 取締役 (現任)                 |
| 2007年7月  | 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 | 2019年11月 | GYRO HOLDINGS株式会社 監査役       |
| 2009年10月 | 内閣府行政刷新会議事務局入局                  | 2020年8月  | 株式会社ラストワンマイル 経営企画室長         |
| 2011年7月  | 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 | 2021年11月 | GYRO HOLDINGS株式会社 執行役員 (現任) |
| 2015年9月  | 齊藤悟志公認会計士事務所 代表 (現任)            | 2022年3月  | 株式会社rYojbaba 取締役 (現任)       |
|          |                                 | 2022年6月  | 一般社団法人日本ウェルネス漢方協会 監事 (現任)   |

## 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

齊藤悟志氏は、公認会計士及び中小企業診断士の資格を有し、経営、財務及び会計に関する豊富な知見を有していることから、独立かつ客観的な立場から、当社の経営の監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

くれた  
呉田まさし  
将史

新任・社外・独立

(1986年1月19日生)

■所有する当社の株式数

一株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                             |         |                                          |
|----------|-----------------------------|---------|------------------------------------------|
| 2007年12月 | 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 | 2020年7月 | ESネクスト監査法人 (現 ESネクスト有限責任監査法人) 設立 代表パートナー |
| 2010年8月  | 公認会計士開業登録                   | 2021年3月 | 株式会社Techouse 監査役 (現任)                    |
| 2016年7月  | SMBC日興証券株式会社 出向             | 2021年5月 | 当社 監査役 (現任)                              |
| 2018年7月  | EY新日本有限責任監査法人 出向帰任          | 2022年2月 | ESネクスト有限責任監査法人 パートナー (現任)                |
| 2019年3月  | 呉田公認会計士事務所開業 (現任)           | 2022年4月 | 株式会社バイオフィリア 監査役 (現任)                     |

## 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

呉田将史氏は、公認会計士の資格を有し、コンサルタント等の業務を通して豊富な実務経験と知見を有しております。また監査法人のパートナーを務めるなどの幅広い経験が、当社の経営管理体制の一層の監督機能の充実に寄与することが期待されるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤修一氏、齊藤悟志氏、呉田将史氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
  3. 齊藤悟志氏は現在社外取締役であります。社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
  4. 伊藤修一氏、呉田将史氏は現在社外監査役であります。それぞれの社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって、伊藤修一氏が9年8か月、呉田将史氏が2年であります。
  5. 伊藤修一氏、齊藤悟志氏、呉田将史氏が社外取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は齊藤悟志氏との間で、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続し、伊藤修一氏、呉田将史氏との間で、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
  6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求が生じた際、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの監査等委員である取締役も被保険者となる予定であります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

#### 第4号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年10月29日開催の臨時株主総会において年額500,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額500,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内）といたしたいと存じます。また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第5号議案

# 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内といたしたいと存じます。

また、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、第5号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件」で年額50,000千円以内とご承認いただく予定ですが、このたび、当社の監査等委員である取締役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、上記の報酬等の額とは別枠にて、当社の監査等委員である取締役（以下「対象役員」という。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、監査等委員である取締役につき年額5,000千円以内として設定したく、ご承認をお願いするものであります。

対象役員の報酬等として付与する新株予約権の具体的な付与時期及び割当数は、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る報酬等の額の上限、発行される当社の新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象役員への新株予約権の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社における対象役員の貢献度その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。対象役員に割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしていたします。

### 記

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の監査等委員である取締役

(2) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に当社の監査等委員である取締役に割り当てる新株予約権の数は、監査等委員である取締役ににつき25個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とす

る。

付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額または割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

(7) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当決議日から2年を経過した日より8年間の範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役（監査等委員である取締役含む。）、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限

りではない。

③ 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（8）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) その他

新株予約権に関するその他の事項については、今後開催される当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、対象役員のほか、当社の一部の使用人に対しても、対象役員に対するものと同様の新株予約権を付与する予定です。

以 上

# 事業報告（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2022年3月1日～2023年2月28日）における我が国の景気動向は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束に向かうウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって緩やかに持ち直しております。

当社の顧客が属する不動産業界におきましては、金融緩和政策の継続及び円安の進展による海外からの資金流入による不動産価格の高止まりや感染拡大防止のためのテレワークの推進に伴う新たな住宅需要の創出等を背景として、住宅建設は底堅い動きとなっております。また、当社が事業展開している三大都市圏においては新築マンションの平均価格が年々上昇を続けており、新築マンション業界においても底堅い動きが継続しております。

このような事業環境の下、不動産情報提供サービスを行う当社はサービスの拡大を積極的に推進しております。当社の主力事業である新築マンション事業者向けのSaaS型マンションサマリにおいては、当社サービスの利用アカウントの増加に向けた機能強化及びサービスの拡充等を推進しております。また、成長事業と位置付けている不動産仲介事業者向けのサービスであるデータダウンロードサービスにおいては、新規サービスの開発に引き続き注力しております。

コスト面におきましては、システム開発力の充実のためのエンジニア職の採用及び新規サービスの開発等の投資を先行させたことにより、利益面では前事業年度を下回る結果となっております。

この結果、当事業年度の売上高は1,414,567千円（前事業年度比3.0%増）、営業利益は138,969千円（同31.7%減）、経常利益は141,270千円（同27.2%減）及び当期純利益は92,368千円（同29.5%減）となりました。

なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

### (2) 設備投資（研究開発）の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は122,883千円（ソフトウェア仮勘定を含む）であり、その主なものはSaaS型マンションサマリの開発費用であります。

また、データダウンロードサービス及びマンションバリュー等の新規サービスの研究開発を実施しており、当事業年度にかかった研究開発費の総額は64,575千円であります。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

##### ① 安定的な収益基盤の強化

当社は長年かけて収集・蓄積してきた不動産データベースを不動産業界に提供するプラットフォーム事業を主な事業としております。今後の持続的な成長実現のためには、顧客のニーズにフィットした新たなサービスの開発・提供を通じて収益基盤を一層強化していくことが必須であると考えております。

新築マンション領域においては、引き続き既存サービスにおけるライセンス追加営業を行い、さらに前事業年度にリリースしたマクロサマリの販売促進活動に注力するとともに、システムの継続的なアップデートを実施して付加価値の高いサービスを提供することで、収益の拡大を継続してまいります。

また、今後も安定的な市場の成長が期待される中古マンション領域（不動産仲介業界）においては、新サービスの開発・提供を通じて市場シェアを拡大して、安定した収益基盤を構築していく所存です。

##### ② 優秀な人材の確保によるシステム開発力の強化

当社サービスの一層の充実を図るうえでは、システム開発力の強化が欠かせません。システム開発要員の採用を積極的に実施して要員増強を図っておりますが、現状では十分な開発リソースの確保ができていないと認識しております。

当社は、リモートワーク可の勤務形態への転換、四半期毎の人事評価制度の導入及びフレックス制度の導入等により、従業員が主体的かつ柔軟に勤務できる魅力ある職場づくりを推進してきました。こうした制度上の改善に加えて、福利厚生制度やインセンティブの充実により、引き続き優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

また、人材確保と並行して、アライアンスを通じた最新テクノロジーの導入、プロジェクトマネジメントスキルの向上及び開発運用手法の改善等の施策を通じてシステム開発力の強化を推進いたします。

##### ③ 内部管理体制の強化

当社は、今後より一層の事業拡大を見込む成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築・運用を通じて、企業価値の最大化に努めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

|                        | 第 29 期<br>(2020年 2月) | 第 30 期<br>(2021年 2月) | 第 31 期<br>(2022年 2月) | 第 32 期<br>(2023年 2月) |
|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高 (千円)             | 1,341,212            | 1,254,860            | 1,372,800            | 1,414,567            |
| 営 業 利 益 (千円)           | 43,607               | 63,083               | 203,425              | 138,969              |
| 経 常 利 益 (千円)           | 44,575               | 62,506               | 194,022              | 141,270              |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 48,592               | 43,727               | 131,068              | 92,368               |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 20.33                | 18.30                | 54.74                | 34.26                |
| 総 資 産 (千円)             | 592,301              | 607,530              | 1,039,995            | 968,498              |
| 純 資 産 (千円)             | 137,341              | 182,718              | 705,242              | 709,319              |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)   | 57.47                | 75.76                | 258.18               | 268.23               |

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 当社は、2021年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。  
第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (6) 主要な事業内容

| 事業            | 主要製品及び事業内容                      |
|---------------|---------------------------------|
| プラットフォーム事業    | サマリネット、リアナビ、データダウンロードサービス、データ提供 |
| デジタルマーケティング事業 | リスティング広告運用、サイト制作                |
| その他           | タウンマンションプラス、システム開発、マンションバリュー    |

## (7) 主要な営業所

本 社 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル42階  
 関西支社 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町ビル 4 階  
 東海支社 愛知県名古屋市中区栄 2-2-17 名古屋情報センタービル 6 階

## (8) 従業員の状況

| 従業員数 (人) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 | 平均年間給与 (千円) |
|----------|----------|--------|-------------|
| 55 (14)  | 41.3     | 9.7    | 5,936       |

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数(契約社員・アルバイト)は( )内に外書で記載しております。  
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

## (9) 主要な借入先

| 借入先         | 借入残高 (千円) |
|-------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行  | 30,000    |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 27,000    |
| 計           | 57,000    |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,744,000株
- (3) 株主数 1,579名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                     | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|-------------------------------------------|-----------|-------------|
| 陣 隆浩                                      | 1,105,000 | 41.78       |
| 株式会社JINX                                  | 555,000   | 20.98       |
| 森山一郎                                      | 110,000   | 4.15        |
| 株式会社GA technologies                       | 80,000    | 3.02        |
| 伊藤修一                                      | 78,000    | 2.94        |
| アットホームホールディングス株式会社                        | 60,000    | 2.26        |
| 大寺利幸                                      | 40,000    | 1.51        |
| 中嶋康彦                                      | 30,500    | 1.15        |
| 島田佳明                                      | 30,000    | 1.13        |
| JP JPMS LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO | 24,600    | 0.93        |

(注) 当社は自己株式を99,600株保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項及び定款第7条の定めにより、2022年4月14日の当社取締役会決議に基づき、2022年5月16日から8月10日の間、市場取引により、45,000株（発行済株式総数に対する割合は1.65%）の自己株式を総額54,080,800円で取得し、2023年1月26日の当社取締役会決議に基づき、2023年1月27日、市場取引により、50,000株（発行済株式総数に対する割合は1.82%）の自己株式を総額39,000,000円で取得いたしました。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第5回新株予約権                                    | 第8回新株予約権                                  |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2018年12月20日                                 | 2021年1月29日                                |
| 新株予約権の数                |                   | 278個                                        | 91個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 27,800株<br>(新株予約権1個につき 100株)           | 普通株式 9,100株<br>(新株予約権1個につき 100株)          |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                        | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 45,000円<br>(1株当たり 450円)          | 新株予約権1個当たり 75,000円<br>(1株当たり 750円)        |
| 権利行使期間                 |                   | 2020年12月21日から<br>2028年12月20日まで              | 2023年1月30日から<br>2031年1月29日まで              |
| 行使の条件                  |                   | (注)1                                        | (注)2                                      |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 91個<br>目的となる株式数 9,100株<br>保有者数 2名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 78個<br>目的となる株式数 7,800株<br>保有者数 1名   | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名        | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      |

(注) 1. 第5回新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または辞任による退任及び定年退職または転籍の場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間のほか、以下の定めに従って、割当新株予約権の全部または一部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない割当新株予約権の行使を認めることができるものとする。

- (a) 権利行使期間の開始日（当該日を含む。）より1年間は、割当新株予約権個数の1/3まで新株予約権を行使することができるものとする。
  - (b) 上記(a)で定める期間が経過した日より1年間は、割当新株予約権個数の2/3まで（ただし、上記(a)で行使されたものを含む。）新株予約権を行使することができるものとする。
  - (c) 上記(b)に定める期間が経過した日より以降は、割当新株予約権のすべて（ただし、上記(a)及び(b)で行使されたものを除く。）を行使することができるものとする。上記(a)、(b)、(c)の計算の結果、新株予約権に1個未満の端数が生じる場合は、小数点第1位以下を切り上げるものとする。
- (注) 2. 第8回新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
  - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (注) 3. 当社は、2021年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますので、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度中に、権利行使条件への抵触に伴い権利消滅した新株予約権は以下のとおりであります。

|                        |                   | 第7回新株予約権                                       | 第9回新株予約権                                  |
|------------------------|-------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2021年1月29日                                     | 2021年6月30日                                |
| 新株予約権の数                |                   | 1,000個                                         | 25個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 100,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)             | 普通株式 2,500株<br>(新株予約権1個につき 100株)          |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり 1,650円                              | 新株予約権1個当たり 1,670円                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 75,000円<br>(1株当たり 750円)             | 新株予約権1個当たり 76,000円<br>(1株当たり 760円)        |
| 権利行使期間                 |                   | 2021年2月1日から<br>2031年1月31日まで                    | 2023年7月1日から<br>2031年6月30日まで               |
| 行使の条件                  |                   | (注)1                                           | (注)2                                      |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,000個<br>目的となる株式数 100,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 2,500株<br>保有者数 1名 |

(注) 1. 第7回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
  - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
  - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されてい

ない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
  - ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ③ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (注) 2. 第9回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
  - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
  - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
  - ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ③ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
  - ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (注) 3. 当社は、2021年11月2日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っておりますので、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年2月28日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                          |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 陣 隆 浩   | 株式会社JINX 代表取締役                                                                        |
| 取 締 役     | 大 寺 利 幸 | 事業部門担当                                                                                |
| 取 締 役     | 河 村 隆 博 | コーポレート本部長兼経理部長                                                                        |
| 取 締 役     | 齊 藤 悟 志 | 齊藤悟志公認会計士事務所 代表<br>GYRO HOLDINGS株式会社 執行役員<br>株式会社rYojbaba 取締役<br>一般社団法人日本ウェルネス漢方協会 監事 |
| 監 査 役     | 伊 藤 修 一 | メディカル・コミュニケーションズ株式会社 社外取締役<br>株式会社サイバーテック 社外取締役                                       |
| 監 査 役     | 呉 田 将 史 | 呉田公認会計士事務所 代表<br>ESネクスト有限責任監査法人 パートナー<br>株式会社Techouse 監査役<br>株式会社バイオフィリア 監査役          |
| 監 査 役     | 中 澤 礼   | 遠西法律事務所 弁護士                                                                           |

- (注) 1. 取締役 齊藤悟志氏は、社外取締役であります。なお、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 伊藤修一氏、呉田将史氏、中澤礼氏は、社外監査役であります。なお、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 齊藤悟志氏は、公認会計士及び中小企業診断士の資格を有しており、財務、会計及び企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 呉田将史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 三木聡氏は、2022年5月30日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役、監査役及び会社法上の重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求が生じた際、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。

ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能し、取締役の意欲をより高め、かつ役位・職責に応じ、業績貢献度や経営状況も総合的に勘案したうえで、適切で公正なバランスの取れたものとするを基本方針としております。個人別の報酬額については、取締役会において具体的な内容を決定するものいたします。

なお、現在、当社の役員報酬は、月例の固定報酬のみとしております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2021年10月29日開催の臨時株主総会決議により、取締役の報酬限度額を年額500,000千円以内（同臨時株主総会終結後の員数は取締役5名）、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内（同臨時株主総会終結後の員数は監査役3名）としております。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |         |        | 対象となる役員<br>の員数 (人) |
|------------------|-------------------|-------------------|---------|--------|--------------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                    |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 46,560<br>(3,300) | 46,560<br>(3,300) | —       | —      | 5<br>(2)           |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,600<br>(9,600)  | 9,600<br>(9,600)  | —       | —      | 3<br>(3)           |

(注) 当事業年度末現在の員数は、取締役4名、監査役3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名   | 主な活動状況                                                                             |
|-------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 齊藤 悟志 | 当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、他社での経営経験及び公認会計士・中小企業診断士の知見に基づき、適宜発言を行いました。                  |
| 社外監査役 | 伊藤 修一 | 当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、他社での経営経験等に基づき、適宜発言を行いました。          |
| 社外監査役 | 呉田 将史 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、公認会計士の経験及び知見に基づき、適宜発言を行いました。 |
| 社外監査役 | 中澤 礼  | 当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、弁護士の経験及び知見に基づき、適宜発言を行いました。         |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が4回ありました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支払額      |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 27,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、当該契約は締結しておりません。

なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会において決議し定めております。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、全社的な内部統制システムの整備に関する基本方針を決定及び適切に運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
- ② 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認します。
- ③ 内部通報規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置するとともに、通報者等の保護を徹底します。
- ④ 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にします。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報または文書は、社内規程に基づき適切に保存及び管理します。
- ② 情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適切に管理します。
- ③ 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク・コンプライアンス規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用します。万一重大な事案が発生した場合は、損失または不利益を最小化するため適切な措置を講じます。
- ② 内部監査担当は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、代表取締役へ報告します。

### (4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図ります。
- ② 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備します。  
定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行状況の監督を行います。

**(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項**

- ① 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議し当該使用人を配置します。
- ② 補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮及び評価権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

**(6) 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとします。
- ② 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

**(7) 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を、取締役及び使用人に周知徹底します。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて適時・適切に監査役または監査役会と情報を共有します。
- ② 重要な稟議書は監査役が閲覧可能な状態となるよう情報共有を行います。
- ③ 監査役への報告を行った者に対し、報告したことを理由とする一切の不利な扱いを禁止します。

**(9) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、監査役監査基準に基づき精算処理を行います。

**(10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役会に出席し、業務の執行状況を常に把握できる体制とします。
- ② 内部監査担当及び監査法人との定期的な連絡会として三様監査会議を設けて連携と情報共有を深め、実効的かつ効率的な監査が行えるようにします。

**(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進します。
- ② 内部統制が有効に機能する体制構築を進め、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理します。
- ③ 金融商品取引法等の関連法令との適合性を十分考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行います。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会のほか、リスク・コンプライアンス管理委員会を開催し、継続的に経営上のリスクについて検討しております。これらにより、必要に応じて社内諸規程及び業務プロセス等の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上しております。

常勤監査役は、監査役監査のほか、社内の重要な会議体への出席や管理職者との面談等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

また、専任の担当者による内部監査を定期的実施しており、日々の業務が法令、定款及び社内諸規程に則って運用されているかを検証しております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化及び事業成長に向けた投資のための資金として有効に活用していく所存であります。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>695,095</b> |
| 現金及び預金          | 479,721        |
| 売掛金             | 198,154        |
| 原材料及び貯蔵品        | 17             |
| 前払費用            | 11,387         |
| その他             | 5,852          |
| 貸倒引当金           | △39            |
| <b>固定資産</b>     | <b>273,402</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,893</b>  |
| 建物（純額）          | 12,872         |
| 工具、器具及び備品（純額）   | 1,227          |
| リース資産（純額）       | 1,344          |
| 土地              | 448            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>168,815</b> |
| ソフトウェア          | 119,211        |
| ソフトウェア仮勘定       | 49,219         |
| その他             | 384            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>88,694</b>  |
| 投資有価証券          | 15,378         |
| 繰延税金資産          | 31,510         |
| その他             | 41,805         |
| <b>資産合計</b>     | <b>968,498</b> |

| 科目             | 金額             |
|----------------|----------------|
| <b>負債の部</b>    |                |
| <b>流動負債</b>    | <b>243,880</b> |
| 買掛金            | 75,146         |
| 短期借入金          | 30,000         |
| 1年内返済予定の長期借入金  | 12,000         |
| リース債務          | 1,098          |
| 未払金            | 22,268         |
| 未払費用           | 17,425         |
| 未払法人税等         | 44,659         |
| 未払消費税等         | 14,536         |
| 契約負債           | 1,239          |
| 預り金            | 7,107          |
| 賞与引当金          | 18,367         |
| その他            | 33             |
| <b>固定負債</b>    | <b>15,298</b>  |
| 長期借入金          | 15,000         |
| リース債務          | 276            |
| その他            | 22             |
| <b>負債合計</b>    | <b>259,178</b> |
| <b>純資産の部</b>   |                |
| <b>株主資本</b>    | <b>709,319</b> |
| <b>資本金</b>     | <b>243,132</b> |
| <b>資本剰余金</b>   | <b>207,732</b> |
| 資本準備金          | 207,732        |
| <b>利益剰余金</b>   | <b>347,839</b> |
| その他利益剰余金       | 347,839        |
| 繰越利益剰余金        | 347,839        |
| <b>自己株式</b>    | <b>△89,383</b> |
| <b>純資産合計</b>   | <b>709,319</b> |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>968,498</b> |



損益計算書 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 1,414,567 |
| 売上原価         |         | 745,466   |
| 売上総利益        |         | 669,101   |
| 販売費及び一般管理費   |         | 530,131   |
| 営業利益         |         | 138,969   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 5       |           |
| 受取和解金        | 1,950   |           |
| 受取配当金        | 890     |           |
| その他          | 41      | 2,886     |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 163     |           |
| 自己株式取得費用     | 404     |           |
| その他          | 16      | 584       |
| 経常利益         |         | 141,270   |
| 特別利益         |         |           |
| 新株予約権戻入益     | 1,691   | 1,691     |
| 税引前当期純利益     |         | 142,962   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 69,324  |           |
| 法人税等調整額      | △18,731 | 50,593    |
| 当期純利益        |         | 92,368    |

## 株主資本等変動計算書 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

|                     | 株主資本    |         |          |         |          |         |         |         | 新株予約権  | 純資産合計   |
|---------------------|---------|---------|----------|---------|----------|---------|---------|---------|--------|---------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金    |         | 自己株式    | 株主資本合計  |        |         |
|                     |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |         |        |         |
|                     |         |         |          |         | 繰越利益剰余金  |         |         |         |        |         |
| 当期首残高               | 241,107 | 205,707 | -        | 205,707 | 257,987  | 257,987 | △1,250  | 703,551 | 1,691  | 705,242 |
| 当期変動額               |         |         |          |         |          |         |         |         |        |         |
| 新株の発行               | 2,025   | 2,025   |          | 2,025   |          |         |         | 4,050   |        | 4,050   |
| 当期純利益               |         |         |          |         | 92,368   | 92,368  |         | 92,368  |        | 92,368  |
| 自己株式の取得             |         |         |          |         |          |         | △93,080 | △93,080 |        | △93,080 |
| 自己株式の処分             |         |         | △2,517   | △2,517  |          |         | 4,947   | 2,430   |        | 2,430   |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替    |         |         | 2,517    | 2,517   | △2,517   | △2,517  |         | -       |        | -       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |         |          |         |          |         |         |         | △1,691 | △1,691  |
| 当期変動額合計             | 2,025   | 2,025   | -        | 2,025   | 89,851   | 89,851  | △88,133 | 5,768   | △1,691 | 4,076   |
| 当期末残高               | 243,132 | 207,732 | -        | 207,732 | 347,839  | 347,839 | △89,383 | 709,319 | -      | 709,319 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 3～10年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（3～5年）に基づいております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

## 2. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する不動産マーケティングソリューション事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

また、取引の対価については履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ①プラットフォーム事業

主として顧客との間に締結した役務提供契約に基づき役務・サービスの提供を行っており、時間の経過に応じて履行義務を充足することから、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

#### ②デジタルマーケティング事業

主として広告運用における役務の提供が履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、一定期間にわたって収益を認識しております。

### ③受託開発

主として受託開発業務を行っており、顧客仕様に基づいたソフトウェア等の成果物を制作し引き渡す義務を負っております。

開発作業の進捗に伴い履行義務が充足されるため、合理的に当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識しております。

ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、顧客が成果物を検収した時点で収益を認識しております。

なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

### ④その他事業

当社のその他の契約に基づく役務提供については、それぞれの契約に応じて役務提供完了時点又は契約期間にわたり収益を認識しております。

また、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### ①受託制作のソフトウェア開発

従来、受託制作のソフトウェア開発に関する収益認識は、進捗部分に成果の確実性が認められる契約については、進行基準を適用し、それ以外の契約については、完成基準を適用しておりました。当該会計基準の適用後は、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合を除き、一定の期間にわたり収益を認識する方法へ変更しました。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

#### ②代理人取引

当社の役割が代理人に該当する取引において、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ9,720千円減少しております。また、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益については増減はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、顧客から受け取った対価につきましては、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」の「前受金」「前受収益」に含めて表示しておりましたが、当事業年度の期首より「契約負債」として表示することとしました。

## (2) 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度<br>(千円) |
|--------|---------------|
| 繰延税金資産 | 31,510        |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減できる範囲内で計上しております。

##### ②主要な仮定

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しております。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額しております。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があることから、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 18,147千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,744,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 99,600株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 124,700株



## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 繰延税金資産               |               |
| 未払事業税                | 2,714         |
| 賞与引当金                | 5,623         |
| 減価償却超過額              | 10,612        |
| 研究開発費                | 11,292        |
| 投資有価証券評価損            | 11,063        |
| 敷金償却                 | 1,158         |
| 保証金償却                | 583           |
| その他                  | 797           |
| 繰延税金資産小計             | <hr/> 43,846  |
| 将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 | <hr/> △12,335 |
| 繰延税金資産合計             | <hr/> 31,510  |
| 繰延税金資産の純額            | <hr/> 31,510  |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 法定実効税率               | 30.6%        |
| (調整)                 |              |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.6%         |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.0%        |
| 税額控除                 | △3.5%        |
| 住民税均等割等              | 0.9%         |
| 留保金課税                | 6.6%         |
| 評価性引当額の増減            | 0.4%         |
| その他                  | △0.1%        |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | <u>35.3%</u> |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### (a) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(b)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金は、1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で3年後であります。

(c)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金繰り表を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(d)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|           | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------|------------------|------------|------------|
| 長期借入金(※2) | 27,000           | 26,905     | △94        |
| 負債計       | 27,000           | 26,905     | △94        |

※1 預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

※3 以下の金融商品は、市場価格のない株式等のため、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 15,378           |

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|     | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金  | 479,709      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金 | 198,154      | —                   | —                    | —            |
| 合計  | 677,863      | —                   | —                    | —            |

(注2) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 30,000       | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 長期借入金 | 12,000       | 12,000              | 3,000               | —                   | —                   | —           |
| 合計    | 42,000       | 12,000              | 3,000               | —                   | —                   | —           |

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内容に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価<br>(千円) |        |      |        |
|-------|------------|--------|------|--------|
|       | レベル1       | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 長期借入金 | —          | 26,905 | —    | 26,905 |
| 合計    | —          | 26,905 | —    | 26,905 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 9. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

|                       | 財又はサービス<br>(千円)    |                       |              |           |
|-----------------------|--------------------|-----------------------|--------------|-----------|
|                       | プラット<br>フォーム<br>事業 | デジタル<br>マーケ<br>ティング事業 | その他事業<br>(注) | 合計        |
| 一時点で移転される財又はサービス      | 74,811             | 17,556                | 84,829       | 177,197   |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 848,596            | 336,810               | 51,962       | 1,237,370 |
| 顧客との契約から生じる収益         | 923,408            | 354,366               | 136,791      | 1,414,567 |
| その他の収益                | —                  | —                     | —            | —         |
| 外部顧客への売上高             | 923,408            | 354,366               | 136,791      | 1,414,567 |

(注) 「その他事業」にはシステム開発事業及びその他事業を含んでおります。

#### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

|      | 期首残高<br>(千円) | 期末残高<br>(千円) |
|------|--------------|--------------|
| 契約資産 | 1,046        | —            |
| 契約負債 | 9,434        | 1,239        |

契約負債は、主にサービスの提供時に収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,434千円であります。過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 持分法損益等に関する注記

当社は、関連会社がありませんので、持分法損益等を記載しておりません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 12. 1株当たり情報に関する注記 |         |
| 1株当たり純資産          | 268円23銭 |
| 1株当たり当期純利益        | 34円26銭  |
| 13. 重要な後発事象に関する注記 |         |
| 該当事項はありません。       |         |



# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 山本 秀仁 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 栗野 正成 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターの2022年3月1日から2023年2月28日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、成長のためのリソース確保と経営管理体制の強化、適正・的確な財務報告及び開示に係る統制の状況、コンプライアンス及びリスク管理体制の構築・運用状況、新規事業・新サービスの立上げの進捗状況確認を重点監査項目として設定し各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月25日

株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター 監査役会

社外監査役（常勤） 伊藤 修一 印

社外監査役 呉田 将史 印

社外監査役 中澤 礼 印

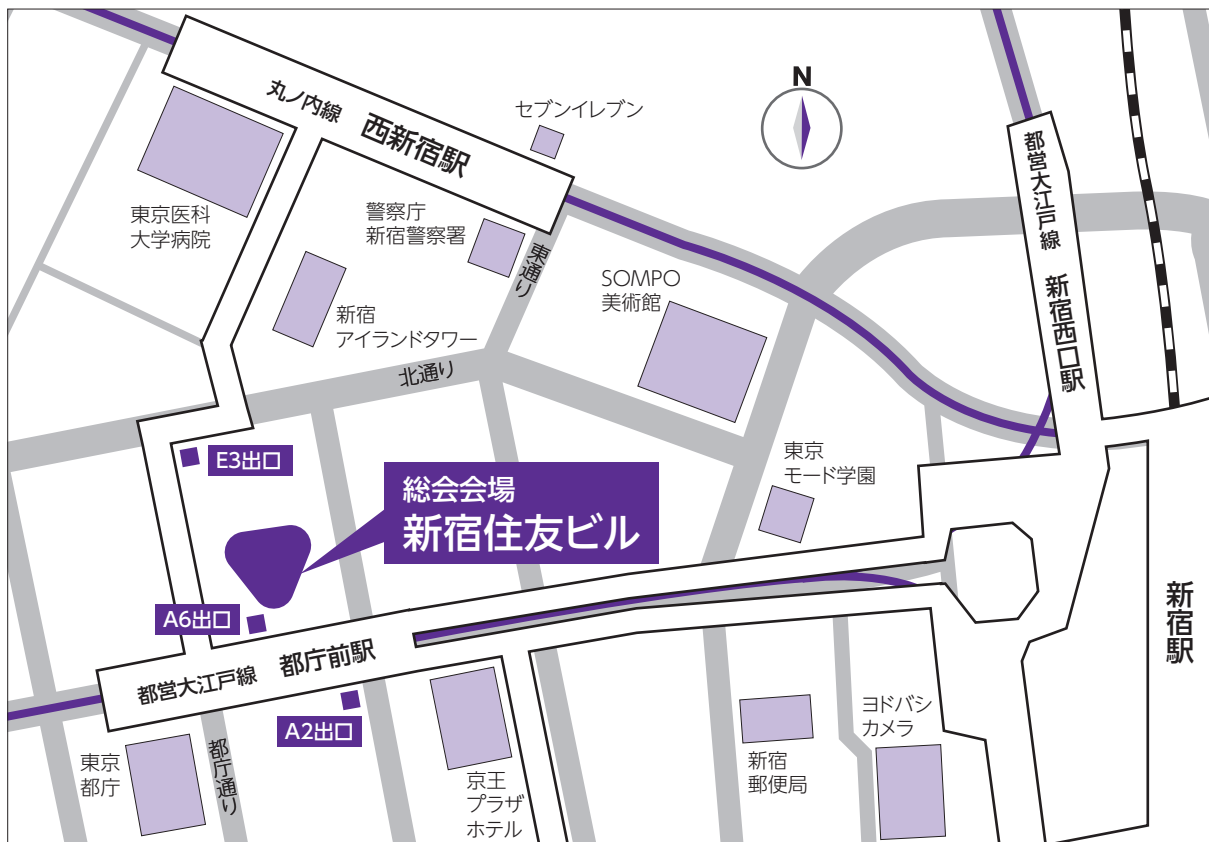
以 上

# 株主総会会場 ご案内図

会場

## 新宿住友ビル47階 スカイルームRoom1

東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル47階



交通

JR・小田急・京王 ..... 新宿駅 (徒歩 8 分)  
大江戸線 ..... 都庁前駅 (A6出口直結)  
丸ノ内線 ..... 西新宿駅 (徒歩 5 分)

お知らせ

誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場がございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT